

障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要領

第1 目的

この要領は、松本市が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33の規定、児童福祉法（昭和22年法律第164号）21条の5の27、第21条の5の28、第24条の39並びに第24条の40の規定及び「障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針」（平成24年3月30日付け障発0330第32号社会・援護局障害保健福祉部長通知。「以下「検査指針」という。）に基づき、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を目的とする。

第2 検査対象事業者

検査の対象者は、指定を受けている事業所及び施設（以下「指定事業所等」という。）の所在地が全て松本市内である障害福祉サービス事業者等とする。なお、対象となる指定事業所等は障害者総合支援法に基づく指定事業所等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者のそれぞれにおいて区分するものとする。

第3 検査等

- 1 検査は一般検査及び特別検査からなり、検査指針を踏まえ実施するものとする。
- 2 一般検査は、原則として次の各号に掲げるとおり実施するものとする。
 - (1) 業務管理体制の整備に関する届出（以下「届出」という。）の内容を確認するため、当該届出のあった日から概ね3年以内に1回実施し、以降、3年を超えない期間ごとに同様に実施するものとする。
 - (2) 一般検査は、書面検査・面接検査・立入検査の3種類からなり、書面検査を基本とし、必要に応じて面接検査又は立入検査を行うものとする。
 - ア 書面検査
障害福祉サービス事業者等から書面で報告等を徴収する。
 - イ 面接検査

障害福祉サービス事業者等又は従業者に出頭を求め、面接により届出事項の内容等について聴取する。

ウ 立入検査

障害福祉サービス事業者等の事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備体制を検証する。

立入検査は、障害福祉サービス事業者等に対する実地指導又は監査と併せて行うことができる。

(3) 検査実施通知

ア 書面検査

検査対象事業者への検査実施の通知は、実施の概ね2ヵ月前までに別紙様式1により行うものとする。

イ 立入検査

別紙様式2により検査対象事業者へ通知する。ただし、実効性の観点から立入時に検査を実施する旨を告知することで事前の通知に代えることができる。

なお、障害福祉サービス事業者等に対する実地指導又は監査と併せて実施する場合は、当該実地指導又は監査の実施通知と同時に通知すること。

(4) 検査結果

ア 改善指導

前記(2)の業務管理体制の報告で不備が認められた場合、事業者から運用状況を聴取する。

また、状況に応じ改善報告を求める。

イ 結果通知

前記アのうち「第4 行政上の措置等」に定める措置に至らない改善を要する事項については、別紙様式3にて通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して報告を求める。

3 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合は、次の各号に掲げるとおり実施するものとする。

(1) 特別検査の実施に当たっては、障害福祉サービス事業者等の事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、指定取消処分相当の事案への組織的関与の有無を検証するものとする。なお、特別検査は、障害福祉サービス事業者等に対する実地指導又は監査と併せて行うことができる。

(2) 別紙様式2により検査対象事業者へ通知する。ただし、実効性の観点から立入時に検査を実施する旨を告知することで事前の通知に代えることができる。

なお、障害福祉サービス事業者等に対する実地指導又は監査と併せて実施す

る場合は、当該実地指導又は監査の実施通知と同時に通知すること。

(3) 立入検査実施

ア 業務管理体制の内容について確認できる書類等の提出を求め、役職員との面談方式で運用実態を確認し、指定事業所等の指定取消処分相当事案が業務管理体制におけるいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを検証する。

イ 指定事業所等の指定取消処分相当事案に関し事業者の組織的関与の有無を検証する。

(4) 検証結果通知

ア 「第4 行政上の措置等」に定める措置に至らないで改善を要する事項については、別紙様式3により通知するものとし、改善の状況等について、期限を付して報告を求める。

イ 障害福祉サービス事業者等が行政上の措置にかかわる命令に違反したときは、当該違反の内容を指定事業所等の権限を有する関係都道府県又は市町村に通知するとともに、他の指定事業所等の指定・更新の拒否に該当する旨、あわせて通知するものとする。

第4 行政上の措置等

1 検査の結果、次の行政上の措置をとる場合は、障害福祉サービス事業者等に対し、別紙様式4又は別紙様式5により通知するものとする。

(1) 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

なお、勧告を受けた対象事業者が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

勧告を受けた対象事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

2 前記(1)又は(2)の行政上の措置に係る対応については、期限（対応に要する時間を考慮し、適宜設定）を付して報告を求めるものとする。

3 上記1の(2)の命令に係る改善期限の後、必要があると判断した場合には、当該障害福祉サービス事業者等の指定事業所等への立入検査を行い、当該指定事業所

の法令遵守状況について検証するものとする。

- 4 障害福祉サービス事業者等が上記1の(2)の命令に違反したときは、別紙6により関係都道府県又は市町村に通知するものとする。

第5 長野県との連携

上記第3の2の(2)のイ及びウ、第3の3に基づく権限を行うときは、長野県と密接な連携の下に行うものとする。

第6 検査等実施機関

上記第3の2及び3並びに第4の検査等に関する事務の所掌については、次のとおりとする。

区分	項目	担当課
く 指 定 事 業 者 等	一般検査（立入検査除く）に関する事務	松本市障がい福祉課
	一般検査（立入検査）に関する事務	松本市福祉政策課 松本市障がい福祉課（必要時）
	特別検査に関する事務	松本市福祉政策課 松本市障がい福祉課（必要時）
	行政上の措置等に関する事務	松本市福祉政策課
事 業 者	一般検査（立入検査除く）に関する事務	松本市こども福祉課
	一般検査（立入検査）に関する事務	松本市福祉政策課 松本市こども福祉課（必要時）
	特別検査に関する事務	松本市福祉政策課 松本市こども福祉課（必要時）
	行政上の措置等に関する事務	松本市福祉政策課

第7 情報管理

検査担当職員は、検査等に関する情報を、松本市個人情報保護条例（平成30年条例第2号）及び松本市文書管理規程（昭和40年訓令第1号）に即して、検査及び指導監督の目的以外には使用しないように適切に管理すること。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。